

# 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

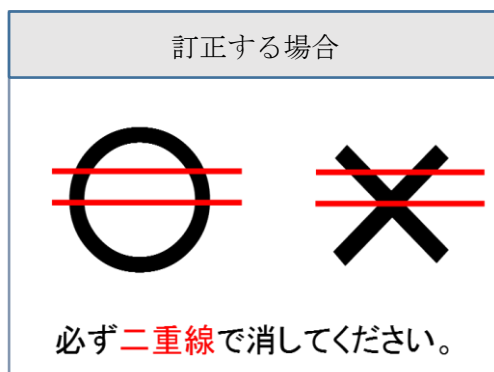
試験実施日 令和4年1月25日

事業者名 \_\_\_\_\_

受験者名 \_\_\_\_\_

## 【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車にあつては、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。 ( )
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 ( )
- 3 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 ( )
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 ( )
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。 ( )
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 ( )
- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、事業者の任意により運送引受書を交付することができる。 ( )
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。 ( )
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。 ( )
- 10 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。 ( )
- 11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。 ( )

- 12 事業者は、六十才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。 ( )
- 13 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。 ( )
- 14 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 ( )
- 15 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。 ( )

問2 次の設問の ( ) に、法及び規則並びに告示等の文に照らしあわせて、正しい語句を記載して下さい。

- 16 旅客自動車運送事業の ( ) は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。
- 17 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車運転者に対して、勤務終了後、継続 ( ) 時間以上の休息を与えること。
- 18 自動車運送事業の用に供する自動車は、 ( ) ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。
- 19 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から ( ) 日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
- 20 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は ( ) 時間とする。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 21 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず（ ）性の向上に努めなければならない。  
（※カッコ内は、同じ語句が入ります。）  
〔A. 輸送の安全 B. 旅客の安全 C. 車両の安全〕
- 22 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ ）しておかなければならない。  
〔A. 確保 B. 選任 C. 募集〕
- 23 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（ ）を受けなければ、その効力を生じない。  
〔A. 許可 B. 認可 C. 承認〕
- 24 旅客自動車運送事業とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を言う。  
〔A：自己の目的 B：自治体等の要請 C：他人の需要〕
- 25 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ ）結果を生ずる競争をしてはならない。  
〔A. 助長する B. 阻害する C. 確保する〕
- 26 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。  
〔A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運送の申込みを受けた順序 C. 運賃等を支払った順序〕
- 27 旅客自動車運送事業者は過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。  
〔A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間〕
- 28 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、（ ）を国土交通大臣に届け出なければならない。  
〔A. 事業計画変更届 B. 運行計画変更届 C. 業務計画変更届〕

- 29 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。  
[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]
- 30 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。  
[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]

# 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題（回答）

試験実施日 令和4年1月25日

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車にあつては、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。 [法第95条、施行規則第65条] (×)
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 (○)  
[運輸規則第4条]
- 3 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 (×)  
[車両法施行規則第32条]
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (○)  
[法第25条]
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。 (○)  
[法第10条]
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 [法第8条] (○)
- 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、事業者の任意により運送引受書を交付することができる。 (×)  
[運輸規則第7条の2]
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。 (○)  
[法第23条の5]
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。 (○)  
[運輸規則第16条]
- 10 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。 (×)  
[法第29条] [事故報告規則第2条1項]
- 11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。 (○)  
[運輸規則第36条]

12 事業者は、六十才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。 (×)

[運輸規則第38条]

13 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。 (×)

[法第7条]

14 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (○)

[法第38条]

15 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。 (○)

[輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン]

問2 次の設問の（ ）に、法及び規則並びに告示等の文に照らしあわせて、正しい語句を記載して下さい。

16 旅客自動車運送事業の（**運行管理者**）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。 [運輸規則48条第1項6号]

17 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車運転者に対して、勤務終了後、継続（**8**）時間以上の休息を与えること。

[改善基準告示5条第1項3号]

18 自動車運送事業の用に供する自動車は、（**3**）ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。

[車両法第48条]

19 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（**15**）日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

[運輸規則第68条]

20 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（**16**）時間とする。

[改善基準告示5条第1項2号]

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 21 一般旅客自動車運送事業者は、（ A ）の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず（ A ）性の向上に努めなければならない。  
（※カッコ内は、同じ語句が入ります。）  
〔A. 輸送の安全 B. 旅客の安全 C. 車両の安全〕  
〔法第22条〕
- 22 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ B ）しておかなければならない。  
〔A. 確保 B. 選任 C. 募集〕  
〔運輸規則第35条〕
- 23 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（ B ）を受けなければ、その効力を生じない。  
〔A. 許可 B. 認可 C. 承認〕  
〔法第35条〕
- 24 旅客自動車運送事業とは、（ C ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を言う。  
〔A：自己の目的 B：自治体等の要請 C：他人の需要〕  
〔法第2条3項〕
- 25 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ B ）結果を生ずる競争をしてはならない。  
〔A. 助長する B. 阻害する C. 確保する〕  
〔法第30条〕
- 26 一般旅客自動車運送事業者は、（ B ）により、旅客の運送をしなければならない。  
〔A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運送の申込みを受けた順序 C. 運賃等を支払った順序〕  
〔法第14条〕  
〔車両法第52条〕
- 27 旅客自動車運送事業者は過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ B ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。  
〔A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間〕  
〔運輸規則第21条第1項〕
- 28 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、（ A ）を国土交通大臣に届け出なければならない。  
〔A. 事業計画変更届 B. 運行計画変更届 C. 業務計画変更届〕  
〔法第15条〕



- 29 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ C ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。  
[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]  
[報告規則第2条]
- 30 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ A ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。  
[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]  
[法第20条]